

警察庁丙審給厚発第 488 号
令和元年 10 月 9 日

文部科学省大臣官房総括審議官 殿

警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当）
山 田 知 裕
（公印省略）

令和元年度「犯罪被害者週間」について（協力依頼）

第 3 次犯罪被害者等基本計画（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）では、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組として、警察庁において、「犯罪被害者週間（11 月 25 日から 12 月 1 日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施し、また地方公共団体に対し、啓発事業の実施を要請することとされています。

これを受け、警察庁では、国、地方公共団体、関係機関・団体等の関係者が共通認識を持ち、啓発活動への一体的な取組を展開する観点から、「犯罪被害者週間」にあわせた広報・啓発活動の効果的な展開を図っているところです。

貴省におかれましては、本週間の趣旨を踏まえ、今年度の「犯罪被害者週間」における啓発事業等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

また、貴省の関係機関・団体等につきましても、本件について御周知くださいますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁犯罪被害者等施策担当参事官室 鈴木、泉、神林
電話 03-3581-0141（内 2812、2814、2815）
F A X 03-3504-0132
メール g.crimevictimes@npa.go.jp